

2011年3月

福祉共済があなたの暮らしをまもります。

全国商工会 会員福祉共済のご案内

共済期間 2010年11月1日午後4時から2011年11月1日午後4時まで

中途加入 毎月1日午後4時の共済始期でご加入になれます

つりざお

幸せをつり上げます。

はじめまして!
えびすくんです
よろしくね

ふくみみ

みんなに福が訪れます。

えびすくん

全国商工会会員福祉共済の
マスクットキャラ。

たいやきくん

安心のあんが、いっぱい
つまっています。

10万人の皆様にご利用いただいています。

がん検診で早期発見! 早期治療!

男性の**2人**に**1人**、女性の**3人**に**1人**が“がん”になる可能性があるなか、
がん検診受診は、中小企業の経営基盤を守る**最も有効なリスクマネジメント**です。

企業で働く皆さんのがん検診受診率向上を応援します



全国商工会連合会は、がん検診受診率向上を目指す国家プロジェクト
「がん検診企業アクション」の推進パートナーです。

全国商工会連合会

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です！

全国商工会会員福祉共済

ライフスタイルと必要補償額に応じて、加入プランをご検討いただけます！

「けが」の補償	「病気」の補償	「がん」重点補償
満6歳～80歳*1 けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します 傷害プラン 2,000円コース 傷害プラン 3,000円コース 傷害プラン 4,000円コース 傷害ライトプラン シニア傷害プラン	満6歳～74歳*2 疾病による入院、手術を補償します※ 医療特約 シニア医療特約	満6歳～74歳 がん・けが・疾病による入院、手術を補償します 「がん」重点補償プラン シニア「がん」重点補償プラン

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます

*1.継続加入は満85歳まで *2.継続加入は満80歳まで



充実安心!「けが」「病気」「がん」の補償

「けが」の補償

「病気」の補償

「がん」重点補償



心配な「けが」「がん」の補償をメインに!

「けが」の補償

「病気」の補償

「がん」重点補償



「病気」の補償とセット加入で手厚い補償を!

「けが」の補償

「病気」の補償

「がん」重点補償



とりあえず「けが」の補償だけで!

「けが」の補償

「病気」の補償

「がん」重点補償



新設の「がん」重点補償が気に入ったので!

「けが」の補償

「病気」の補償

「がん」重点補償

- 「けが」の補償には傷害プラン2,000円コース・3,000円コース・4,000円コース傷害ライトプラン・シニア傷害プランがあります。
- 「病気」の補償には医療特約・シニア医療特約があります。
- 「がん」重点補償には「がん」重点補償プラン・シニア「がん」重点補償プランがあります。

月額2,000円
から入れます



補償の内容でプランを選択!

◆「けが」の補償、「病気」の補償、「がん」重点補償の補償範囲

「けが」	「病気」
「けが」で死亡・後遺障害 ・死亡共済金 ・後遺障害共済金 「けが」で通院 ・傷害通院共済金	「けが」で入院 ・傷害入院共済金 「けが」で手術 ・傷害手術共済金 「病気」で入院 ・疾病入院共済金 「病気」で手術 ・疾病手術共済金 「病気」で先進医療 ・先進医療共済金 注2
「がん」になったときの補償 ・がん診断共済金 ・がん入院共済金 ・がん手術共済金	
「けが」の補償 注1	「病気」の補償
	「がん」重点補償

※加入いただくプランの内容によって補償される金額は異なります。

注1 傷害プラン、傷害ライトプランでは、疾病入院見舞金が支払われます。

注2 「病気」の補償では、「けが」で先進医療を受けた場合も補償します。

「けが」「病気」の補償おすすめのポイント

- 1 掛金・共済金は
年齢・性別・職種に関わりなく一律!
- 2 交通事故・不慮の事故以外に
天災*1でも「けが」の補償!
*1.天災とは「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」をいいます。
- 3 仕事以外でも
国内外24時間補償!
- 4 けがも病気も
日帰り入院から補償!
- 5 けがの補償 80歳まで補償!*2 病気の補償 74歳まで補償!*3
*2.継続加入は満85歳まで
*3.継続加入は「病気」の補償は満80歳まで、但し「がん」重点補償は満74歳まで

10万円以下の請求額なら
スピーディな共済金支払い!

(原則として領収書(コピー可)または診察券のコピーとレシートがあればOK)
ただし、がん以外の入院のみご請求に限りします。

このような
お支払いを
しました。

- 雨の道路で自動車を運転中に、スリップして道路脇の電柱に激突して死亡しました。
死亡(交通事故)で10,000,000円(傷害プラン2,000円コース)のお支払いをしました。
- 作業中に旋盤に右手を巻き込まれて、親指を切断しました。
後遺障害10級(不慮の事故)、手術(切断四肢再接合術)、入院37日、通院14日で
合計606,000円(傷害ライトプラン)のお支払いをしました。

「がん」重点補償5つの安心

- 1 初期のがんでも安心!
上皮内がん等の初期のがんでも、診断共済金として、100万円をお受け取りいただけます。
- 2 再発・転移しても安心!
一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたときなどにも診断共済金をお支払いします。
(注1)診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限りします。
また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。
(注2)再発・転移とは、既に診断確定されたがんを治癒したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたことをいいます。
- 3 入院も安心!
がん入院はもちろん、がん以外の病気・けが入院も、日帰り入院から補償します。
- 4 手術も安心!
がんの手術はもちろん、がん以外の病気・けがで所定の手術を受けられたとき、何度でも補償します。
※手術の内容・種類によっては、回数制限があったり、お支払い対象外の手術もあります。
お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。
- 5 先進医療も安心!
先進医療に係る費用が全額自己負担となる所定の先進医療を受けられたとき、何度でも補償します。通算支払限度はありません。

加入プランを一新! さらに、「がん」重点 補償プランを新設!

◆「けが」と「病気」の補償 掛金と共済金

加入プラン			「けが」の補償			傷害ライト プラン*2	「病気」の補償	「けが」の補償	「病気」の補償			
			傷害プラン				医療特約	シニア傷害 プラン	シニア医療特約			
加入年齢 ^(注1)			満6歳～65歳*1 (継続加入は満74歳まで)	満6歳～65歳*1 (継続加入は満74歳まで)	満6歳～65歳*1 (継続加入は満74歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満6歳～65歳*3	満66歳～80歳 (継続加入は満85歳まで)	満66歳～74歳 (継続加入は満80歳まで)			
月払掛金			2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	1,000円*4	2,000円	1,000円*4			
共 済 金 額	死亡 共済金	交通事故	1,000万円	1,500万円	2,000万円	400万円		700万円				
		不慮の事故	800万円	1,200万円	1,600万円	300万円		500万円				
		天災	400万円	600万円	800万円	100万円		100万円				
	後遺障害 共済金	交通事故	1,000万円～10万円	1,500万円～15万円	2,000万円～20万円	400万円～4万円		700万円～7万円				
		不慮の事故	800万円～8万円	1,200万円～12万円	1,600万円～16万円	300万円～3万円		500万円～5万円				
		天災	400万円～4万円	600万円～6万円	800万円～8万円	100万円～1万円		100万円～1万円				
	手術 共済金	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	30・15・7.5万円	40・20・10万円	10・5・2.5万円	＋ 「病気」の補償のみの ご加入は できません	10・5・2.5万円	＋ 「病気」の補償のみの ご加入は できません			
		天災	10・5・2.5万円	15・7.5・3.75万円	20・10・5万円	5・2.5・1.25万円		5・2.5・1.25万円				
	入院 共済金 ^{*5}	交通事故 不慮の事故	8,000円 (1日目～1,000日目)	12,000円 (1日目～1,000日目)	16,000円 (1日目～1,000日目)	4,000円 (1日目～1,000日目)		5,000円 (3日目～1,000日目)				
		天災	4,000円 (1日目～1,000日目)	6,000円 (1日目～1,000日目)	8,000円 (1日目～1,000日目)	2,000円 (1日目～1,000日目)		2,500円 (3日目～1,000日目)				
	通院 共済金 ^{*6}	交通事故 不慮の事故	3,000円 (3日～100日目)	4,500円 (3日～100日目)	6,000円 (3日～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)		1,500円 (3日～100日目)				
		天災	1,500円 (3日～100日目)	2,250円 (3日～100日目)	3,000円 (3日～100日目)	750円 (3日～100日目)		750円 (3日～100日目)				
	疾病入院 見舞金 ^{*7}	疾病による 継続した 30日以上入院	5万円	7.5万円	10万円	2.5万円						
	疾病入院共済金			「けが」の補償と併せて 「病気」の補償を ご検討ください			「けが」の補償と併せて 「病気」の補償を ご検討ください			「けが」の補償と併せて 「病気」の補償を ご検討ください		
	疾病手術共済金											
	先進医療共済金											
						5,000円*8 (日帰り～120日まで)			4,000円*8 (日帰り～120日まで・ 75歳以上は2,000円)			
						手術の種類により ^(注2) 20・10・5万円			手術の種類により ^(注2) 16・8・4万円 (75歳以上は8・4・2万円)			
						305万円～5万円 実費の約半額程度のお支払いとなります。			244万円～4万円 (75歳以上は122万円～2万円) 実費の約半額程度のお支払いとなります。			

*1. 継続加入であっても、共済開始日現在75歳となった場合はシニア傷害プランに自動的に移行します。
*2. 傷害ライトプラン(医療特約の付帯を問わず)のみのご加入はできません。傷害ライトプランへの加入は、新規加入においては被共済者のうち1名以上、追加加入においては既加入被共済者のうち1名以上が、傷害ライトプラン以外であることを要件とします。
*3. 継続加入であっても、共済開始日現在66歳となった場合はシニア医療特約に自動的に移行します。
*4. 月額掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は200円です。
*5. 上記保険料は、団体割引30%、損害率による割引15%を適用した場合の保険料です。
*6. 6～12歳及び66歳以上は3日目からの支給。
*7. 上記表にかかわらず、柔道整復師の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。詳細はP7・8補償のあらましをご覧ください。
*8. 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。なお、一度支払いの対象となった疾病は、その後の各共済期間において2度と対象とはなりません。
*9. 疾病による入院共済金1日あたりの支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)の医療保険が750円を補償します。
(注1)2010年11月1日時点での満年齢をいいます。
(注2)手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

◆「がん」重点補償 掛金と共済金

加入プラン	NEW 「がん」重点補償 プラン	NEW シニア「がん」重点補償 プラン
加入年齢	満 6歳 ～ 65歳 ^(注1) 66歳となった場合はシニア「がん」重点補償 プラン(6000 円)に自動的に移行します。	満 66歳 ～ 74歳 ^(注1)
月払掛金	3,000 円*	6,000 円*
共 済 金 額	がん診断共済金	がんと診断確定されたとき ^(注2) 、 入院の有無にかかわらず一時金として 100 万円
	がん手術共済金	手術の種類により ^(注3) 40万円～10万円
	がん入院共済金 (1日あたり)	10,000 円
	がん以外の 病気・けがの手術共済金 (傷害手術共済金・疾病手術共済金)	手術の種類により ^(注3) 20・10・5 万円
	がん以外の 病気・けがの入院共済金 (傷害入院共済金・疾病入院共済金) (1日あたり)	5,000 円 (日帰り～120日まで)
	先進医療共済金	305万円～5万円 実費の約半額程度のお支払いとなります。

●新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて**90日(待機期間)**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。
(注1)2010年11月1日時点での満年齢をいいます。
(注2)がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間を通じて1回に限り、また、2回目以降の診断共済金の支払は、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
(注3)手術の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
*月額掛金3,000円、月額掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は230円、がん保険の保険料は210円です。
※上記保険料は、団体割引30%、損害率による割引15%を適用した場合の保険料です。
*支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)のがん保険・医療保険が下記の金額を補償します。
がん診断共済金：15万円　がん以外の病気・けがの入院共済金：750円　がん入院共済金：1,500円
*共済金をお支払いする場合、お支払いする共済金、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご覧ください。

ご加入方法

- 共済(補償)期間** 2010年**11**月**1**日午後**4**時から2011年**11**月**1**日午後**4**時まで
中途加入の場合、毎月**1**日午後**4**時から2011年**11**月**1**日午後**4**時まで
- 申込締切** 各月のお申込締切については、お近くの商工会にお問い合わせ下さい。
当月締切までにお申しいただくと、翌月1日午後4時に共済が開始します。
毎月**1**日午後**4**時の共済(補償)始期で**ご加入**になれます。
- ご加入できる方** 商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が**対象**となります。「(病気)」の補償および「がん」重点補償の場合、健康に関する告知義務あり。
※ただし共済期間開始時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・「がん」重点補償プランでは満74歳以下)の方に限ります。
「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。
- ご加入手続き** ご加入にあたっては**加入依頼書兼預金口座振替依頼書**に必要事項をご記入・ご捺印の上、お近くの**商工会**に**ご提出**ください。
- 掛金の払込** 掛金は、共済開始月の当月から**毎月27日**(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落しされますので全く手間がかかりません(通帳には「NSショウコウカイF」、「ニコス」、「NICOS」等と記帳されます)。
- 加入者証** 加入者証は共済開始月の末に第1回掛金が引き落とされたことを確認したうえで、共済開始月の翌月中旬以降にお送りいたします。
加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、紛失しないようご注意ください。
※加入者証が届くまで、加入依頼書4枚目の加入者控をお手元に保管しておいてください。

「病気」の補償と「がん」重点補償についてのご案内

●「病気」の補償は、全国商工会連合会(以下、全国連)の医療共済と東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)、「がん」重点補償は、同じく全国連の医療共済と東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)が共同で引受を行う制度です。
東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国連が有します。

お支払手続きについて

●本「病気」の補償、「がん」重点補償では前述の通り、東京海上日動火災保険(株)が補償の一部をお引受していますが、共済金および保険金のお受け取り手続きをされるときは、全国連を通じ所定の手続きで、全国連であてにご請求をお願いします。お支払いは東京海上日動火災保険(株)の保険金を含めて全国連が行います。
(東京海上日動火災保険(株)の保険金については、まず被保険者から保険金支払い指図をいただき、全国連にお支払いします。全国連は共済金と保険金を合算して「病気」の補償、「がん」重点補償の全額を被共済者および被保険者にお支払いいたします。)

●共済金および保険金のお受け取り手続きの際に、全国連または東京海上日動火災保険(株)がご請求された方への連絡、調査を直接行うことがあります。

驚きの**確率** ご存知ですか?

一生涯のうち、**「がん」**になるリスク(推計値) **約2人に1人**

一生涯のうち、男性の**54.5%**、女性の**40.7%**は**がん**になると言われています。

財団法人がん研究振興財団「がんの統計'09」

医療の発達により、**がんは治る病気に**

● **がん**に打ち克つための**共済**です!!

● 「上皮内がん」・「白血病」も**補償**します!!

これからは
病気もけがも
がんも補償!

66歳以上の方は
シニアプランに
ご加入ください

補償のあらまし

◆「けが」の補償・「病気」の補償

補償項目		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、事故の日からその日を含めて1年以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡共済金額の全額をお支払いします。 注：すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、死亡共済金額からすでに支払った後遺障害共済金を控除した残額をお支払いします。	〈その1〉以下を原因とするケガ ●加入者、被共済者(共済の対象となる方)や共済金受取人の故意または重大な過失 ●闘争行為や自殺・犯罪行為 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(共済金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ●戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性など
	後遺障害共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、事故の日からその日を含めて1年以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済金額の1%～100%をお支払いします。 注：共済期間(共済のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	〈その2〉以下の状態にある間に生じたケガ ●無免許運転、酒酔・酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中 ●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハンググライダーなどの危険な運動中 ●自動車等の乗用具による競技または試運転等の間
	入院共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて1年以内に入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1,000日以内の入院に限りま	〈その3〉以下の症状または事由 ●他覚症状のないむち打ち症及び腰痛など
	手術共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて1年以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて入院共済金日額に定められた倍率を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて1年以内の手術1回に限りま	
		急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて1年以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1年以内の通院に限り、98日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、共済金をお支払いできません。 注：入院共済金と重複してはお支払いできません。また、通院共済金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされても通院共済金は重複してはお支払いできません。	
		毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者が疾病により医師の治療を受けるために継続して30日以上入院された場合。ただし、見舞金の支払いは、毎共済期間1回とします。	該当する入院に対して、疾病入院見舞金をお支払いします。なお、一度支払い対象となった疾病は、その後の各共済期間において二度と対象とはなりません。	上記傷害(死亡共済金・後遺障害共済金・入院共済金・通院共済金)の「共済金をお支払いしない主な場合」と以下の事由による身体障害を被った場合 ●被共済者の正常分娩、疾病を直接の原因としな

●傷害におけるけがには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、以下のような急性性、偶然性、外来性を欠くケースについては、共済金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。
●職業病
(注)交通事故等とは以下のものをいいます。●運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故●乗客として駅の改札口を入ってから出までの駅構内における事故●道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石等の落下、火災または破裂・爆発等による事故●建物または交通乗用具の火災による事故等
上記表にかかわらず柔道整復師の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払限度とします(①骨折60日以内、②不完全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。

◆「病気」の補償

医療保険	共済金等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合
	疾病入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)が疾病を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは、平常の生活ができなくなり、かつ、その疾病の治療を直接の目的として入院したとき	被共済者が共済期間中に疾病を被り入院を開始することを要します(※1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×入院期間(1回の入院(※2)について、疾病入院共済金支払限度期間に規定する日数が支払限度日数となります。)	1. 以下の事由による身体障害を被った場合 ①ご契約者、被共済者や共済金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為を行うこと ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ④戦争、内乱、暴動 ⑤核燃料物質の有害な特性 ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故 2. 以下の事由による傷害を被った場合 ①無免許運転、酒酔運転中に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに随伴して生じた事故 ③刑の執行 ④精神障害を原因とする事故 3. アルコール依存および薬物依存により「共済金をお支払いする場合」に該当したとき 4. むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
	疾病手術共済金	被共済者(共済の対象となる方)が疾病を被り、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。「所定の手術」の詳細については、約款をご確認ください。	被共済者が共済期間中に疾病を被り手術を受けることを要します(※1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×手術の種類により(10倍・20倍・40倍) (注)・時期を同じくして2種類以上の疾病手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 ・手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。	
	先進医療共済金	被共済者(共済の対象となる方)が傷害または疾病を被り、その直接の結果として、先進医療を受けたとき なお、「先進医療」とは、主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定めたものをいいます。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。	被共済者が共済期間中に傷害または疾病により先進医療を受けることを要します(※1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた先進医療については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×先進医療の技術に係る費用に応じて(10倍～610倍)	
※1 この共済契約が継続契約である場合、初年度契約の共済期間の開始時以降に傷害または疾病を被った場合を含みます。 ※2 1回の入院(※)について120日が支払限度日数となります。 (※)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。 ・入院を開始してから退院をするまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院 ※ 継続加入であっても、共済期間開始日現在66歳となった場合はシニアプランに自動移行します。 ※ 継続加入であっても、共済期間開始日現在81歳となった場合の「病気」の補償の継続、75歳となった場合の「がん」重点補償の継続はできません。 ※ 契約が継続している限り、入院日数に通算の限度日数はありません(1入院あたりの限度日数はあります)。					

◆「がん」重点補償

医療保険	共済金等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合
	傷害入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)が傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その傷害の治療を直接の目的として入院したとき	被共済者が共済期間中に傷害を被り入院を開始することを要します(※1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、共済金お支払いの対象となります。)	傷害入院共済金日額×入院期間(1回の入院(※2)について、傷害入院共済金支払限度期間に規定する日数が支払限度日数となります。)	1. 以下の事由による身体障害を被った場合 ①ご契約者、被共済者や共済金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為を行うこと ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ④戦争、内乱、暴動 ⑤核燃料物質の有害な特性 ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故 2. 以下の事由による傷害を被った場合 ①無免許運転、酒酔運転中に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに随伴して生じた事故 ③刑の執行 ④精神障害を原因とする事故 3. アルコール依存および薬物依存により「共済金をお支払いする場合」に該当したとき 4. むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
	傷害手術共済金	被共済者(共済の対象となる方)が傷害を被り、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。「所定の手術」の詳細については、約款をご確認ください。	被共済者が共済期間中に傷害を被り手術を受けることを要します(※1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、共済金お支払いの対象となります。)	傷害入院共済金日額×手術の種類により(10倍・20倍・40倍) (注)・時期を同じくして2種類以上の傷害手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 ・手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。	ただし、1. ④⑤⑥、2. ②等に該当した被共済者の数の増加が、この共済の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当会社は、その程度に応じ、共済金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
	疾病入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)が疾病を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その疾病の治療を直接の目的として入院したとき	被共済者が共済期間中に疾病を被り入院を開始することを要します(※1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×入院期間(1回の入院(※2)について、疾病入院共済金支払限度期間に規定する日数が支払限度日数となります。)	
※1 この共済契約が継続契約である場合、初年度契約の共済期間の開始時以降に傷害または疾病を被った場合を含みます。 ※2 1回の入院(※)について120日が支払限度日数となります。 (※)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。 ・入院を開始してから退院をするまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院 ※ 継続加入であっても、共済期間開始日現在66歳となった場合はシニアプランに自動移行します。 ※ 継続加入であっても、共済期間開始日現在81歳となった場合の「病気」の補償の継続、75歳となった場合の「がん」重点補償の継続はできません。 ※ 契約が継続している限り、入院日数に通算の限度日数はありません(1回の入院あたりの限度日数はあります)。					

がん保険	共済金等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金
	がん診断共済金	被共済者(共済の対象となる方)が、次のいずれかに該当した場合 (1)初めてがんと診断確定された場合 (2)この共済契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に既に診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき (3)原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 (注)がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。また、同一被共済者についてがん診断共済金の支払は共済期間を通じて1回に限り、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断共済金をお支払いできません。	被共済者が共済期間中にがんと診断確定されることを要します。	がん診断共済金額
	がん入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)ががんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の病院または診療所に入院した場合	被共済者が共済期間中に入院を開始することを要します。	がん入院共済金日額×がん入院期間
	がん手術共済金	被共済者(共済の対象となる方)ががんと診断確定され、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の病院または診療所で所定の手術を受けた場合 (注)手術の内容・種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。	被共済者が、共済期間中に手術を受けることを要します。	がん入院共済金日額×手術の種類により(10倍～40倍) (注)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。

補償対象となる「がん」：この共済で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内がんのことをいい、具体的には昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目ならびに「疾病、傷害および死因統計分類提要(厚生省大臣官房統計情報部編 昭和54年版)」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫などは、この共済の補償対象となりません。
※本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」は、保険約款に基づき、それぞれ「保険」と読み換えるものとします。

ご加入にあたって

◆「けが」の補償

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に全国商工会連合会に重要な事項を申し出ていただく義務)等
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(全国商工会連合会には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。
 - 被共済者(共済の対象となる方)ご本人のお仕事の内容
 - 他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
 - (*)「保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、共済金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
 - 加入者および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
- 継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について共済金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お近くの商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2010年11月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後のご注意

- ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。
加入者証は加入月の末に第1回掛金が引き落とされたことを確認したうえで、共済開始月の翌月中旬以降にお送りいたします。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の商工会までお問い合わせください。
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お近くの商工会までお問い合わせください。

もし事故が起きたときは

- 事故の通知:ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、被害者名、契約者番号、被共済者コード等を速やかにお近くの商工会にご通知ください。
- 共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- けがを被ったときすでに存在していたけがや病気の影響等により、けがの程度が加重された場合は、お支払いする共済金が削減されることがあります。



◆「病気」の補償 ◆「がん」重点補償

ご加入にあたって

- この共済は、死亡と通院に対する補償はありません。
 - お支払いいただく掛金は、被共済者(共済の対象となる方)本人の年齢*によるご加入プランにより異なります。
 - 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがあります。
 - 共済期間(ご契約期間)の途中でご加入者からの申し出による共済金額(ご契約金額)の増額等はできません。また、更新時に被共済者の追加等する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがあります。
 - 新規ご加入時の共済期間(共済のご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにごんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。また、共済期間開始前にごんと診断確定されていた場合は、ご契約者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、共済契約は無効となります。(この場合お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります)(がん保険)
 - 新規のご加入のお取扱いは、加入者資格を満たす方で共済期間の開始時点で満65歳以下の方(シニア医療特約では満74歳以下の方)に限ります。継続のお取扱いは、シニア医療特約では満80歳以下の方に限り、シニア「がん」重点補償プランでは満74歳以下の方に限ります。
- *「本人の年齢」とは、共済期間開始時点の満年齢をいいます。

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。
 - 被共済者(共済の対象となる方)本人の生年月日および性別
 - 被共済者の健康状態
 - 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
- *「他の保険契約等」とは、この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。なお、共済金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 加入される方および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。また、過去の傷病歴や現在の健康状態、満年齢などによりご加入をお断りすることがあります。

※本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」は、保険約款に基づき、それぞれ「保険」と読み換えるものとします。

ご加入後のご注意

- 加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。
また、加入者証が到着までの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1か月以内に共済金請求のご連絡をいただく場合には、念の為、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

共済金の支払事由に該当した場合のご注意

- 共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 病気やケガを被ったときすでに存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合(がん保険の場合には、がん以外の病気やケガの影響により、がんの程度が加重された場合等)は、お支払いする共済金が削減されることがあります。
- 共済金の支払事由に該当した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。また、共済金をご請求いただいた場合、引受保険会社の指定した医師による診断書(がん保険の場合、引受保険会社の指定した医師による診断書の提出または病理組織学的検査の対象となった標本等)をご提出いただくことがあります。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、共済金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被共済者または同一事故に係る共済契約の状況や共済金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報のご説明〉

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております共済約款により、ご不明点等につきましては本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、保険会社引受部分の主な保険約款については東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくは本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(共済の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※本パンフレット及び加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

「けが」の補償は、全国商工会連合会(以下全国連)が行う自家共済です。「病気」の補償は、全国連が行う自家共済と損害保険会社の医療保険(1年契約用)をセットした制度であり、損害保険会社の引受部分につきましては、東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の普通保険約款、特約に従って保険金をお支払いします。「がん」重点補償は、全国連が行う自家共済と損害保険会社の医療保険(1年契約用)とがん保険(1年契約用)をセットした制度であり、損害保険会社の引受部分につきましては、東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の普通保険約款、特約に従って保険金をお支払いします。損害保険会社の保険契約については、全国連を契約者とし、全国連の会員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。ご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 加入者

この共済の加入資格を有する方は、商工会の会員(法人会員の役員を含む)及びその家族、会員の従業員及びその家族、商工会・県連・全国連の役員及びその家族の方となります。加入者には共済掛金をご負担いただきます。

(3) 被共済者

この共済の被共済者として加入者が指定できる方は商工会の会員(法人会員の役員を含む)及びその家族、会員の従業員及びその家族、商工会・県連・全国連の役員及びその家族であり、健康で共済期間開始日(毎年11月1日)における年齢が各プランに定める加入年齢の範囲内の方となります。被共済者は共済の対象となります。

(4) 補償の内容・共済期間(共済のご加入期間)

①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金をお支払いしない主な場合、③共済(保険)期間などにつきましては、パンフレット等をご確認ください。なお、被共済者またはそのご家族が、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。また共済(保険)期間は平成22年11月1日午後4時から平成23年11月1日午後4時までの1年間となります。

(5) 引受条件(共済金額等)

この共済での引受条件(共済金額等)は予め定められたご加入プランの中からお選びいただくこととなります。ご加入プランについての詳細は本パンフレットをご参照ください。

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただくご加入プランなどによって決定されます。掛金・払込方法につきましては、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

●保険会社 引受部分

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同

様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、約款等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、約款等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細は約款等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、約款等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被共済者(共済の対象となる方)またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから共済金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されますと掛金負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に全国連・引受保険会社及びその代理店に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(引受保険会社の代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等については約款等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被共済者(共済の対象となる方)となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被共済者(共済の対象となる方)となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反」による解除の期間に関する特約がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

- ・共済期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日*1から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ・共済期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日*1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- *1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払することはできません。ただし、「共済金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、共済金お支払いの対象となります。
- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により共済金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、共済金をお支払いできないことがあります。
- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等については約款等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり共済金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、掛金が変わることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じたとき以降の期間に対して算出した掛金を請求または返還します。

(3) 共済契約の失効

福祉共済「けが」の補償】を解除(任意解約)した場合には、【「病気」の補償】についても解除したものとみなします。

ご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

(4) 次回継続契約のお引受け

共済金請求状況等によっては、次回以降の継続のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について共済金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その共済商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、継続にあたりその特定の疾病等を共済金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

共済責任は、原則として、約款等記載の共済期間の開始時から始まります。ただし、共済の種類によっては、新規ご加入の場合、共済金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、約款等にてご確認ください。

4. 共済金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または協議を共済金支払事由とする商品にかぎり)ご加入を更新されてきた最初の共済契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は共済金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、共済金のお支払い対象となります。

(2) その他

約款等をご確認ください。

5. 共済引受者及び保険会社破綻時の取扱い

この共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連の運営管理する特別会計が破綻した場合等には、共済金等をお支払いする金額が一部削減されることがあります。

また引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)等をご確認ください。

6. 個人情報情報の取扱いについて

後記(個人情報情報の取扱いに関するご案内)もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな共済契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご確認ください。

①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

- 多くの場合、返れい金はお払込掛金の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくなく、あってもごくわずかとなる場合があります。

②新たな共済契約にご加入される場合のご注意事項

- 新たにご加入の共済契約について、被共済者(共済の対象となる方)の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにご加入の共済契約の掛金については、共済期間(新たにご加入の共済契約のご契約期間)の初日における被共済者(共済の対象となる方)の年齢等により計算される場合があります。
- 新たにご加入の共済契約の掛金については、掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
- 新たにご加入の共済契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され共済金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の共済契約の責任開始期前の発病等の場合は、共済金が支払われない場合があります。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

※本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」は、保険約款に基づき、それぞれ「保険」と読み換えるものとします。

8. 被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出による解約

被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出によりその被共済者(共済の対象となる方)に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被共済者(共済の対象となる方)となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 共済金を加入者が受け取る場合

「けが」の補償について、共済金を加入者が受け取る場合、必ず被共済者の同意を得てください。また、本人確認のために書類の提出または提示をお願いすることがあります。被共済者の同意を得ないで、加入者が共済金を受け取る共済契約を結んだときは、その共済契約は無効になりますので、ご注意ください。なお、被共済者が未成年の場合は必ず親権者又は後見人の同意を得てください。〔病気〕の補償、「がん」重点補償を除く)

10. 共済金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等については約款等をご確認ください。

(2) 共済金請求書類

共済金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被共済者(共済の対象となる方)または共済の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRI等の傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき共済金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が共済金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの共済金請求

被共済者(共済の対象となる方)に共済金を請求できない事情があり、共済金の支払を受けるべき被共済者(共済の対象となる方)の代理人がいな場合は、被共済者(共済の対象となる方)の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被共済者(共済の対象となる方)の代理人として共済金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

11. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくは約款等をご確認ください。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、ご加入される共済種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、共済金は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合
	共済金
医療保険(1年契約用) がん保険(1年契約用)	90%

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 共済金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする共済金
- ☐ 共済期間(共済のご契約期間)
- ☐ 共済金額(ご契約金額)
- ☐ 掛金・掛金払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

【募集する商品に応じて記載いただく事項】 〈「病気」の補償・「がん」重点補償〉

以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。

- 「年齢・性別により掛金決定する商品(「病気」の補償等)のタイプにご加入の場合のみ」ご確認ください。
 - ☐ 加入依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか？
- 「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。
 - ☐ 被共済者(共済の対象となる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

【種目共通事項】

- ☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「共済金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

全国商工会連合会(以下、全国連といいます。)*及び都道府県商工会連合会(以下、県連といいます。)*・商工会は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)*を、共済引受の判断、本契約の管理・履行及び付帯サービスの提供ならびに他の共済・保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内、会員の確認、加入者からの照会・応答の他、全国連及び県連・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。本契約のお申込人及び被共済者には、契約の申込にあたり、全国連及び県連・商工会が個人情報を下記①から④に記載の提供・利用の他、上記目的のために提供・利用することについてご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお引き受けすることができませんのでご了解下さい。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医師、調査会社、保険会社、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、共済金・給付金支払い等の可否を判断するために、個人情報を県連・商工会やリスクヘッジ会社と共同して利用すること。
 - ③全国連と県連・商工会との間で各種金融商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同利用すること。
 - ④リスクヘッジ契約の締結、リスクヘッジ契約に基づく通知、リスクヘッジの請求等のために個人情報をリスクヘッジ会社等に提供すること。
- 全国連と県連・商工会の一覧、各種商品やサービスの一覧、全国連における個人情報の取扱いについては、全国連ホームページ(<http://www.shokokai.or.jp/>)をご覧ください。

東京海上日動火災保険株式会社における個人情報の取扱いに関するご案内

ご契約者である全国商工会連合会は東京海上日動火災保険株式会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)*を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)*、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を全国商工会連合会および都道府県商工会連合会・商工会、他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること。
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社など、前記各社の子会社等を含みます。
東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

※本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」は、保険約款に基づき、それぞれ「保険」と読み換えるものとします。

告知の
大切さに
関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

健康状態の告知が必要となるケースは以下のとおりです。

- 「病気」の補償、「がん」重点補償に新たにご加入される場合。

告知書はお客様**ご自身がありのままにご記入**ください。(注)

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、共済金をお受け取りいただけないことがあります。

(注)ご家族の方を補償の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。



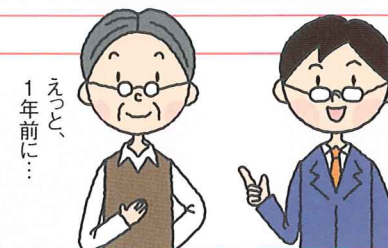
過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のAまたはBになります。

A お引受けいたします。(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)

B 今回はお引受けできません。



お申込み後、共済金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合があります。**



告知いただく内容例(注)は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無(予定を含みます)

- 2 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無

(注)告知いただく内容は、共済種類等によって異なりますのでご注意ください。 など

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご覧ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな共済契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、本パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 「病気」の補償、「がん」重点補償の医療補償部分については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、共済金お支払いの対象とならないことがあります。(ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、共済金お支払いの対象となります。)



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、本パンフレットに記載のお問い合わせ先までご照会ください。

※本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」は、保険約款に基づき、それぞれ「保険」と読み換えるものとします。

ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に共済商品・保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認ください、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

*その他ご不明な点等ございましたら、全国商工会連合会までご連絡ください。

全国商工会会員福祉共済のうち、「病気」の補償・「がん」重点補償の一部は全国商工会連合会を保険契約者とし、商工会の会員等を被保険者（保険の対象となる方）とする、医療保険（1年契約用）・がん保険（1年契約用）団体契約です。したがって、保険証券の請求権、保険契約の解除権等は原則として全国商工会連合会が有します。

このパンフレットは全国商工会会員福祉共済・医療保険（1年契約用）・がん保険（1年契約用）の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款、協定書によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。また、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お申込・お問い合わせ・共済金のご請求はお近くの商工会へ

商工会

都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

全国商工会連合会 **03-5860-2294**（平日 9:00～17:00）

〈取扱代理店〉
株式会社ふるさとサービス
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL.03-3214-5710

〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社 [担当課] 広域法人部 法人第一課
東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4147